

- 「議案第1号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 法改正によるメリットについて

現行では、住民基本台帳法や出入国管理及び難民認定法などそれぞれの法律に基づく制度により外国人住民は、入国管理局と市町村に届け出ることとなっており、情報管理もそれぞれ別々に行っていた。改正後においては、入国管理局から在留期間の更新などの情報を市町村に提供し、また、市町村からは居住地に係る通知を入国管理局に対して行うことにより、情報の一元化が図られる。

\* 外国人登録原票廃止に伴う登録原票記載事項の管理内容について

法改正により外国人住民は、住民基本台帳法の適用対象となり、外国人登録原票と比較して簡素化された情報を住民基本台帳で管理することとなる。また、第三者による適正な情報公開の請求があれば、日本人と同様に公開することとなる。

\* 外国人住民への周知方法について

市ホームページ、ポスター掲示などにより周知を行うとともに、外国人登録の切り替えの案内通知に法律及び条例改正の案内を同封している。また、6月に市政だよりによる周知を予定している。

《意見》

- \* 住民基本台帳により外国人登録原票記載事項を管理することについては、管理強化につながり、在日外国人団体などの理解も得られないと考えるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第3号 川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 一時保護期間を延長した事例について

2か月を超えて一時保護を行った実績は、平成22年度は69件である。親権者等の意に反して一時保護を延長する事例として、若干の時間的余裕があれば保護者の変化が期待でき、保護者及び児童に納得した援助ができる見込みがあるため、裁判所への審判申立を保留している場合、支援方針がなかなか決まらず一時保護期間が長くなり同意を覆す場合などがある。今後、親権者等の意に反して一時保護を延長する事例は年間数件と想定される。

\* 民法改正に伴う未成年後見人の変更点について

現行の民法においては、家庭裁判所は法人を未成年後見人に選任することができず、また、未成年後見人は1人でなければならないこととされていたが、改正後は、家庭裁判所は法人を未成年後見人に選任することができ、未成年後見人は複数でもよいとされた。

**\* 児童福祉法改正により期待できる効果について**

法改正により、一時保護中の児童の親権を児童相談所長が代行できるようになり、18歳から20歳までの間に、社会的自立を支援することが期待できる。

**\* 一時保護の要否の判断基準について**

国から示された、一時保護の要否判断の参考のためのリスクアセスメントシートを参考に、児童及び保護者の意向や児童の心理状態などを勘案し、児童精神科医等の専門職と連携しながら一時保護の要否判断を行っている。中には、児童が保護者と同居したいとの意向があった場合でも、客観的に児童の人権が侵害されていると判断される場合は、強制的に保護を行うこととなる。

**《審査結果》**

全会一致原案可決

**○「議案第4号 川崎市岡本太郎美術館条例の一部を改正する条例の制定について」**

**《主な質疑・答弁等》**

**\* 指定管理者制度を導入する理由について**

生田緑地並びに生田緑地内の岡本太郎美術館、青少年科学館及び日本民家園の3施設の維持管理業務等を、同じ指定管理者に一体的に管理を行わせ、市民サービス向上と管理経費の縮減を図るため指定管理者制度を導入することとした。また、学芸業務については、引き続き直営で行っていく。

**\* 藤子・F・不二雄ミュージアムとの連携について**

登戸駅から藤子・F・不二雄ミュージアムまでの市バス直行便は、1時間に1本で、生田緑地東口まで延伸しているが、今後は利用調査や増便なども含めて関係局と検討していく。また、藤子・F・不二雄ミュージアムと連携してPRを行うことにより市内外へのPR効果も期待できるため、今後、連携のあり方について検討していきたい。

**\* 3施設の来場者実績について**

岡本太郎美術館の来場者数は、例年約7万人で、今年度においては、岡本太郎生誕100年のイベントもあり、8万人以上の来場者数となっている。日本民家園については、例年11万人となっている。また、青少年科学館については、平成22年度は、改築の影響もあり、約7万人であったが、例年25万人から27万人の来場者となっている。

**《意見》**

**\* 4月28日に青少年科学館がオープンし、メガスターも導入され、入場者数の増加も期待される。国内外の有名美術館では、休前日の開館時間を延長し、集客増員を図っているため、本施設についても、休前日の開館時間の延長を検討してほしい。**

## 《審査結果》

全会一致原案可決

### ○「議案第5号 川崎市暴力団排除条例の制定について」

#### 《主な質疑・答弁等》

##### \* 本条例の制定理由について

神奈川県暴力団排除条例は、市民、市内の事業者に適用され、暴力団の威力を利用する目的で利益供与するなどの行為を行った者に対する勧告や罰則があるが、本市の事務事業には適用されないため、市として暴力団排除に対する取組の姿勢を明確にすること、また、市の事務事業から暴力団を排除するために本条例を制定する。

##### \* 企業・市民への保護体制について

県条例で危害が及ぶおそれがある者の保護について明記されている。また、従来から保護については警察において行われてきたところであるが、企業襲撃などを受け、体制を強化するものと聞いている。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律で企業に対する暴力団の襲撃についても規定されると聞いており、暴力団からの保護体制が整備される。

##### \* 本条例第2条における暴力団脱退から5年を経過したかどうかの判断基準について

暴力団脱退の時期については、県警察から提供された情報を担保として、判断するものである。

##### \* 市民の役割について

暴力団排除キャンペーンへの参加や本市への情報提供など、可能な限り暴力団排除に努めるものとする。

##### \* 暴力団員等の子どもが通う学校への授業参観等への参加について

本条例では、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められる場合に排除の対象となるものであり、授業参観等への参加についてまで制限するものではない。

##### \* 暴力団員等であるかの確認方法について

暴力団員等であるかの確認は、市では情報を保有していないことから、県警察に照会し、確認を行う。

##### \* 暴力追放推進センターの業務内容について

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の2に基づき、公安委員会から指定された財団法人神奈川県暴力追放推進センターは、暴力団員に関する相談、暴力団排除に関する事業等を行っている。暴力追放推進センターは、都道府県ごとに1つ指定することができ、県警察本部内の横浜に窓口がある。

##### \* 暴力団員等の市民利用施設への利用制限について

本条例においては、暴力団の利益になると認められる利用について、排除の対象としており、個人的な利用についてまで制限をかけていない。県条例も5

年を経過するごとに施行状況に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしており、今後、他都市の状況を調査し、その対応について研究していく。

《意見》

- \* 本市でも暴力団追放を進めていく上では、暴力追放推進センターは必要であると考え、本市を含めた各市町村に対応できる体制となるよう県に要望してほしい。
- \* 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者という規定は、更生しようとする者に対しての人権侵害にもなりかねないと懸念される。本条例は実効性が担保されておらず、市民が安全で安心して生活することが難しく、市民に理解を得られないものではないと考えるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第6号 川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第7号 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例の制定について（こども本部に関する部分）」

《主な質疑・答弁等》

- \* 支援相談員となるための必要要件について

障害児相談支援専門員について、一般相談支援、特定相談支援及び障害児相談支援の必要要件として、研修及び実務経験が規定されている。

- \* 法改正による支援事業の変更内容について

障害者自立支援法に基づき、平成18年から相談支援を行ってきたが、今回の児童福祉法の改正により、障害児相談支援及び施設での長期入所者などが地域へ移行するための地域移行支援等の一般相談支援等が新設された。

- \* 行政の役割について

相談支援事業については、地域で気軽に専門的な相談支援ができる環境が必要であることから、障害者自立支援法第77条及び厚生労働省令の規定に基づき、市障害者自立支援協議会と市協議会の統括のもとに区協議会を設置しており、市全体の相談支援事業のスキルアップや各区協議会との調整を行い、相談支援事業の充実に努めている。

- \* 移転による改善点について

現在は、母子療育をメインに実施しており、居室面積が充分ではないが、移転することにより、1部屋の面積が広くなり、母子が共に過ごせる環境へと改善が図られると考える。

- \* 指定管理者への引継ぎ内容について

指定管理者への引継ぎ期間は1年間とし、1年間のうち前期については事務及び運営内容を、後期については主任レベルの職員により児童の実態把握に努めるとともに、保護者などとの関係を築くことを目的に引継ぎを行う。また、南部地域療育センターの利用者は約1,000人。その内、通園者は約100人で、1週間に数日は通園しているため、通園者に対しても不安を与えることのないよう、十分な引継ぎを行うよう努める。その他不定期に利用している900人についても適切な対応を図る。

#### 《意見》

- \* 法改正などが頻繁に行われており、利用者及び関係者はサービス内容等十分理解できていないことも考えられるため、さらなる広報・啓発活動を行ってほしい。
- \* 作業療法士などの専門職員については、利用者ニーズに対し職員数が少ないため、十分な引継ぎを行うとともに、利用者と十分に向き合える環境づくりを行ってほしい。
- \* 南部療育センターの移転に伴うさまざまな配慮については、一定の理解をするが、当施設には指定管理者制度を導入することはなじまないと考える立場から、本議案のこども本部に関する部分については、賛成できない。

#### 《審査結果》

賛成多数原案可決

### ○「議案第8号 川崎市工場立地に関する地域準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

#### 《主な質疑・答弁等》

##### \* 工場立地法の改正内容について

工場立地法の地域準則については、都道府県及び政令指定都市が条例で定めることができるため、平成12年に本条例を制定した。今回の法改正により政令指定都市及び一般市においては、市準則を定めることができることとなったため、条例名称を地域準則から市準則へと改正するものである。

##### \* 条例制定後の緑地面積の増加率について

条例制定前の平成10年度は、面積では167万216平方メートル、緑地面積率は9.62%であり、平成22年度では、面積は182万4,098平方メートル、緑地面積率は10.71%で緑地面積が増加している。

##### \* 緑地面積率の確認方法について

工場立地法の対象となる工場については、全て届出が必要となり、届出により緑地面積率を確認することができる。

##### \* 工場立地法に不適合となっている工場の件数について

現在の不適合件数は66件である。今後、工場の敷地外に緑地を設置した場合のガイドライン策定の必要性を検討し、市内工場に敷地外への緑化計画などを調査することにより、緑地面積率が増加するよう対応を図っていく。

##### \* 集合地特例と認めている件数について

臨海部の工業地域全体は工場立地法制定前から立地しているため、工場立地

法の集合地特例として認めているが、実際には工場内に敷地がないのが現状であり、事例は2件となっている。

**\* キングスカイフロントに立地される工場への工場立地法の適用について**

工場立地法は、製造業及び電気供給業者等のうち火力発電所などで、かつ、敷地面積9,000平方メートル以上、あるいは建築面積3,000平方メートル以上の工場が対象となり、キングスカイフロント内に対象となる工場が立地されれば、法律の適用となる。

**《意見》**

**\* 緑地は大変重要なものであり、100万本植樹なども含めて関係局と連携して緑地面積率などを把握するとともに、緑地面積率の増加に努めてほしい。**

**\* 平成12年の工場立地法改正に伴う本条例の制定は、面積の緩和を図るものであり評価できないと考えることから、本議案には賛成できない。**

**《審査結果》**

**賛成多数原案可決**

**○「議案第33号 川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の変更について」**

**《主な質疑・答弁等》**

**\* 契約金額を増額することとなった理由について**

事業契約書第71条に、物価変動に基づき、前回改定時の指数である日本銀行調査統計局の物価指数統計月報の物価指数の年平均値と、前年の物価指数の年平均値と比較し、3%以上の物価変動が認められる場合には、運營業務などの費用であるサービス購入料Bと施設運営に係る光熱水費に相当する額のサービス購入料Cを改定することを規定している。

今回、サービス購入料Cの電気料金及びガス料金が、平成22年と平成23年の物価指数の年平均値を比較し、3%以上の変動が認められたことから、増額の契約変更を行うものである。

**\* 物価変動による他の公共施設管理への影響について**

他のスポーツセンターでは、基本協定書上、指定管理期間内で物価等の大幅な変動があった場合、指定管理者と協議を行い、指定管理料の見直しが必要な場合には、変更を行うこととなっている。

**《審査結果》**

**全会一致原案可決**

**○「議案第34号 幸区及び中原区における町区域の設定及び字区域の変更について」**

**○「議案第35号 幸区及び中原区における住居表示の実施区域及び方法について」**

**《一括審査の理由》**

いずれも幸区鹿島田地区、小倉地区、下平間地区及び中原区市ノ坪地区において、住居表示を実施するため、所要の手続きを定める内容であるので、2件を一括して審査

**《主な質疑・答弁等》**

**\* 住居表示を実施する理由について**

住居表示は、現在の地番などをわかりやすくするため実施する。平成21年3月に鹿島田地区住居表示検討委員会が設置され、住居表示の検討を行ってきた。昨年9月に検討委員会にて新町界及び新町名が了承されたことから、本地区における住居表示を実施するものである。

**\* 新町界住民への説明状況について**

市民・こども局戸籍住民サービス課により関係住民への説明を行い、了解を得ている。

**\* 現地の住居表示の方法について**

現地での住居表示については、区域内の電柱に、看板を設置し表示することとなる。

**《意見》**

\* 字や昔の地名は、先人の知恵が詰まっているため、字や昔の地名がなくなったあと、その知恵をどうかしていくかを考えてほしい。

\* 関係住民への説明を行うときには、丁寧に進めてほしい。

**《議案第34号の審査結果》**

全会一致原案可決

**《議案第35号の審査結果》**

全会一致原案可決

○「議案第36号 高津区における町区域の変更について」

○「議案第37号 高津区における住居表示の実施区域及び方法について」

**《一括審査の理由》**

いずれも高津区溝口地区において、住居表示を実施するため、所要の手続きを定める内容であるので、2件を一括して審査

**《主な質疑・答弁等》**

**\* 関係住民への実施に向けた意向調査について**

実施区域の関係住民等に住居表示実施に関する説明及び意向調査を個別に行い、全ての住民等から実施に向けた承諾が得られている。

**《議案第36号の審査結果》**

全会一致原案可決

**《議案第37号の審査結果》**

全会一致原案可決

○「議案第38号 中央療育センターの指定管理者の指定について」

**《主な質疑・答弁等》**

**\* 指定期間を通常の5年ではなく3年と設定した理由について**

中央療育センターは、しいのき学園及び中部地域療育センターを一体化し、新たに設置する施設であり、指定管理予定者は、すでに中部地域療育センターの指定管理業務を2年間行っているため、残りの3年間で指定期間として設定

した。

**\* 指定管理予定者の妥当性について**

指定管理予定者からの指定管理料の提案額は、6億4,000万円であり、民間活用推進委員会において、指定管理予定者は中部地域療育センターの現指定管理者でもあり、障害関係施設の運営実績が豊富で、経営状況も良好であり、継続的かつ安定的な運営が見込まれると評価されたことから、指定管理予定者として決定した。

**\* 中央療育センターの受け入れ態勢について**

同センターは児童発達支援、障害児入所支援などを行い、通所部門については、身体、知的、精神の3障害の利用が可能である。入所部門については、知的障害児、発達障害児及び医療ケアの必要性が少ない身体障害児が利用可能である。

**\* 職員の配置計画について**

1グループ、約15人の児童に対し、11人程度の職員がローテーションにより、24時間体制で対応していき、職員の夜間勤務については週1回程度となる予定である。

**\* 市外利用者の実態について**

入所施設のしいのき学園では市外利用者はいないが、地域療育センターなどの通所施設では、市外に転出した方や市内に転入を予定している方に対しては、一定の利用を認めているが、基本的には、市内在住者を利用の対象としている。

**\* 今後の常勤医師の確保について**

常勤医師の確保は指定管理仕様書でも明記しており、指定管理予定者からは、常勤医師を1名確保していくことを確認しており、指定後も随時確認を行っていく。

《意見》

- \* 職員が不足しないよう、十分な職員配置を行い、安心して利用できる施設として開設してほしい。
- \* 本施設は児童との関係性を築く施設であり、指定管理者制度を導入することはなじまないと考える立場から、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第81号 平成23年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

**\* 今回の繰越補正の内容について**

東扇島幹線5号道路災害復旧工事、東扇島8m緑地道路災害復旧工事及び国の直轄事業である臨港道路東扇島水江町線の取り付け道路として東扇島幹線5号道路の拡幅整備のための詳細設計委託について、年度内の完成が困難であるため繰り越すものである。

**\* 委託料と工事費の内訳について**

東扇島幹線5号道路災害復旧工事は3,176万3,000円、東扇島8m  
緑地道路災害復旧工事は1,298万9,000円、東扇島幹線5号道路他詳  
細設計委託は1,005万9,000円である。

《意見》

\* 拡幅整備のための予算は賛同できないが、今回の補正予算は災害復旧が大部分で  
あるため、本議案には賛成である。

《審査結果》

全会一致原案可決